

消費者庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
173	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。	食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定めなければならない」と定められている。地方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができます。また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。	食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年9月29日内閣府・厚生労働省第7号・最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項	消費者庁、厚生労働省	京都市			宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市長、福原市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市	○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。 ○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようしている。	食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数等の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。 大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められる。さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。 また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危険に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。 なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を超えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけられた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。	食品衛生監視指導計画(以下「指導計画」という。)について、その策定の重要性は十分に理解しているところであるが、飲食店営業の許可年数が5年であることと勘案しても、毎年度で対応を要する必要性が生じる程の許可施設の入れ替わりがあるとは考えにくく、毎年度策定をしなければならない理由とはならない。また、飲食店の入れ替わりがあったとしても、同業種の入替わりとなることが多いため、指導計画そのものを更新していく必要があるとは考えにくい。必要が生じた際に、指導計画の内容をその都度変更することで対応可能である。 食中毒予防対策についても病因物質の種類によって監視指導計画を大きく変更するものではない。本市における指導計画において、毎年度の変更箇所は食品の取去検査の実施内容程度で大きな変更と言えるものではなく、そのほかは体裁を整える程度である。 加えて、保健所一丸となって新型コロナウイルス感染症への対応を行い、今後も保健所業務の負担増が予想される中で、上記対応により時間が割かれており、まさに本来転用である。計画策定については毎年度ではなく、数年ごととするよう見直しを求める。基本的な計画策定を数年ごととし、策定時には市民意見募集を行う。これに加えて、食品の取去検査実施計画や重点的に監視指導すべき事項など毎年度変わる可能性のある事項については、毎年度指導の指針を各自治体で作成、実行し、必要に応じて公表することで、効率的かつ実用的に食品衛生業務が行えると考えており、国の定めによる毎年度の計画策定は不要と考える。

消費者庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【相模原市】 食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の实情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の实情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求め、	【全国和食会】 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、地域の实情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を抱えているのは本来疑問ではないか。 計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることや、計画策定期間については、地方公共団体における地域の实情に応じた対応とできるのではないか。	食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。 平成15年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。 加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。 食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。監視指導のうち、不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。 なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとした。 (別紙あり)	5【消費者庁(1)】(厚生労働省(8)) 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。))については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載するにとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。))において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。	1ポツ目通知 令和5年2月9日	都道府県等から国への監視指導計画の報告について、電子メールによる報告を原則とすることにおいて、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生食監発0209第2号 消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出了た。		
					2ポツ目通知 令和5年4月14日	効率的な監視指導計画の策定に資する自治体の取組事例について、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年4月14日付け消費表第191号・厚生食監発0414第1号 消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出了た。		
					3ポツ目通知 令和5年2月9日	監視指導計画を策定又は変更する際の意見聴取について、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能であることを明確にするため、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生食監発0209第2号 消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出了た。		
					4ポツ目通知 令和5年2月9日	監視指導計画の記載内容は都道府県等の判断で簡素化することが可能であることを明確にするため、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生食監発0209第2号 消費者庁食品表示企画課長、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出了た。		
					5ポツ目告示 令和5年7月末まで	「食品衛生に関する監視指導の実施に「食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、②地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分し、令和5年7月末までに指針を改正する。」		

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
258	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	食品衛生監視指導計画の細力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略すること	食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえ、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができると考えられる。	食品衛生法第24条、第70条	消費者庁、厚生労働省	神戸市				食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が事業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数（仕組）を廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。 大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。 また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的な内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。 なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定委託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法（様式等）、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。	大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への対応や、法改正に伴う大幅な制度変更があった際に計画を見直すことは、当然必要と認識している。しかしながら、そのような事態は毎年恒例的に発生するものではない。過去の大規模・広域食中毒の発生や社会問題化した事例、制度改正等によって対応すべき課題については、重点監視項目（食肉類やノロウイルスを原因とする食中毒予防対策、輸入食品の安全性確保、食品の適正表示、HACCPに沿った衛生管理の徹底等）として策定しており、計画年度中に発生する事態はほぼ顧視している。従って、計画本文の中でそれらに関する事項について毎年変更することは殆どない。変更があるのは、収去検査における対象食品ごとの検査項目や検体数の予定数程度である。また、新たに発生した食品衛生上の課題（過去には事例のないような事件事故や社会不安への対応等）については、計画にはなくても緊急的に必要な監視指導を行うものであり、必要に応じて次年度計画に盛り込むこととなる。また、個々の飲食店等については当然毎年入れ替わりがあるが、大幅な制度変更や社会情勢の変化等がない限り、施設数や業種毎の割合等の傾向が大きく変動することはない。このことから、一律に毎年度の計画策定を自治体に義務付けるのではなく、状況を踏まえて必要に応じて策定（変更）することとして支障はないと考える。なお、自治体の計画策定の際に基となる国が定める監視指導指針については、毎年度ではなく、大きな情勢変化等があった際のみ改正されている。 少子高齢化が進み労働人口が減少することが確実である中、当市では組織改正やDX化を急速に推し進めており、国を含めた行政全体で、限られた人員で効率よく業務を遂行すべく、全ての業務についてゼロベースで見直すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【相模原市】 食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるのではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の実情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求める。	【全国知事会】 食品衛生監視指導計画の計画期間及び策定手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の業務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特務の支障がない限り、策定済みの計画等との融合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を抱えているのは本末転倒ではないか。 計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続きをとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないかと。	食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。 平成15年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。 加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることとは、国民の生命、健康を保護するために必要である。 食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。 監視指導のうち、不良品の発見、排除のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。 なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとした。(別紙あり)	5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】 食品衛生法(昭22法233) 都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項、以下この事項において「監視指導計画」という。))については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないこと(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301、以下この事項において「指針」という。))において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。	1ポツ目通知	令和5年2月9日	都道府県等から国への監視指導計画の報告について、電子メールによる報告を原則とすることについて、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生労働省告示第56号・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出した。	
					2ポツ目通知	令和5年4月14日	効率的な監視指導計画の策定に資する自治体の取組事例について、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年4月14日付け消費表第191号・厚生労働省告示第191号・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出した。	
					3ポツ目通知	令和5年2月9日	監視指導計画を策定又は変更する際の意見聴取について、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能であることを明確にするため、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生労働省告示第56号・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出した。	
					4ポツ目通知	令和5年2月9日	監視指導計画の記載内容は都道府県等の判断で簡素化することが可能であることを明確にするため、「食品衛生法第24条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について」(令和5年2月9日付け消費表第56号・厚生労働省告示第56号・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を发出した。	
					5ポツ目告示	令和5年7月末まで	「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301、以下「指針」という。)の改正について検討中。	監視指導計画の記載内容について、①食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、②地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分し、令和5年7月末までに指針を改正する。